

淀川水系流域委員会 第20回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日 時：平成 14 年 12 月 14 日(土) 13:30~16:40

場 所：ピアサ淡海 3階 大会議室

庶務 (三菱総合研究所 新田)

大変お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 20 回琵琶湖部会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は最終提言作業部会の今本リーダーにお越し頂いています。お忙しい中、恐縮ですが、よろしく願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。皆さまのお手元にあります座席表の他に、水色の用紙「発言にあたってのお願い」があります。それから「議事次第」です。

資料 1 の関連は、委員会や他部会の状況に関するものです。資料 1 - 1「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」、資料 1 - 2「委員会ワーキンググループ (WG) について」とあります。

資料 2 の関連は、提言案に関するものです。資料 2 - 1「提言 (案) とりまとめの経緯と今後の進め方 (予定)」、資料 2 - 2「淀川水系流域委員会提言 (案) (修正案 021129 版)」、こちらの方は 12 月初旬に委員の皆さまの方に発送させて頂いております。12 月 5 日の第 15 回委員会でも提出されております。

資料 2 - 2 の補足「提言案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」は、前回に出されました提言素案から資料 2 - 2 にかけて修正された主な点をまとめたものです。

資料 2 - 3「提言 (素案 021113 版) に関する委員からの意見」は委員の皆さまから募集したご意見をまとめたものです。これらのご意見をもとに、資料 2 - 2 が作成されたのご理解頂ければと思います。

資料 2 - 4「提言案 (修正案 021129 版) への委員からの意見」につきましては、意見は現在も募集中ですが、12 月 25 日に締め切りの少数意見についての現時点でとりまとめられたものです。

資料 3 は「部会におけるこれまでの意見聴取・反映に関する取り組みについて」、資料 4 は「今後の進め方および会議開催日程について」、資料 5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿): 河川管理者からの提供資料」となっております。

最後に、参考資料 1「委員および一般からのご意見」です。

委員の方の中で希望された方には事前に資料を発送しておりますが、本日はお手元の方に全てご用意させて頂いております。もし、資料の抜け等がありましたら、庶務の方までお申しつけ下さい。

委員の皆さまのお手元には、これまでの提言素案とそれに関する資料をファイリングしたものを置いてあります。提言案の 021028 版という最初の素案から、それに対するご意見等を時系列でとりまとめたものです。あわせてご覧頂ければと思います。

委員の皆さまのお手元には、川那部部会長からご提供の資料を配付させて頂いております。あわせてご覧頂ければと思います。

次に、前回の部会から今回の部会までに一般の方々から寄せられたご意見について、簡単にご報告します。時間の都合で全てはご紹介できませんが、後ほど、審議の参考として頂ければと思います。

参考資料 1 は、委員及び一般の方々から寄せられたご意見をまとめたものです。1 頁目から表の形で簡単にまとめさせて頂いていますが、一般からのご意見は 9 件寄せられています。

その中では、高水敷の利用等に関するご意見、或いは提言の素案、021113 版等に対するご意見が寄せられています。特に、ナンバーのところで 印を書いていますのが、提言素案に対するご意見です。あわせてご覧頂ければと存じます。

本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。「発言にあたってのお願い」をご覧になりまして、発言については、簡潔に、短い時間でよろしくお願いいたします。

委員の方々、河川管理者の方々も、必ずマイクを通して発表頂くよう、よろしくお願い致します。発言の冒頭にはお名前を頂くよう、ご協力をよろしくお願い致します。

本日は 16 時半に終了させて頂きたいと思っております。ご協力よろしくお願い致します。

只今から審議に入りたいと思っております。川那部部会長、よろしくお願い致します。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

早速審議に入らせて頂きます。まず、委員会および各部会の状況報告を庶務の方からご説明下さい。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1 - 1、1 - 2 を説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

資料 1 - 1 及び 1 - 2 に関して、ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんか。もしご質問等がありましたら、また後にさせて頂いて、次へ行かせて頂いてよろしいでしょうか。

次は、提言案に関する意見交換です。まず、とりまとめの進め方について、庶務から説明をお願いします。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

[省略：資料 2 - 1、2 - 3、2 - 4 を説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

今の点について何かご意見はありますか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

進め方の件についてですが、1 月 24 日に拡大委員会が予定されていなかったか。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

委員会の流れとしては、1 月 24 日に拡大委員会が予定されております。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他には何かありますか。

それでは、議論に入りたいと思います。提言案の内容について、1月17日の委員会で決定をするわけですが、12月25日までの間に、これではどうしても駄目だという少数意見、或いは反対意見をお出し頂くことになっております。

本日は、琵琶湖部会としてどうしたいのかを考えるのではなく、各々の委員の方に少数意見等を考えて頂くために、意見の交換をさせて頂きたいと思っております。

既に 021129 版の修正案を皆さまにお配りし、委員会でも議論がありました。少し無理を言って、本日は最終提言作業部会のリーダーである今本委員に来て頂きました。いろいろな部会での話も含めて、実質的にまとめて頂くご本人にお話し頂くのが一番適当だと思うので、誠に申し訳ありませんが、資料 2-2、或いは 2-3 辺りについて、改めてご説明頂けるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

今本委員 (委員会・淀川部会)

これまでに何度も修正が加えられ、そのたびにいろいろな案が出てきて、非常に混乱を呼んでいるところもあると思います。

全体の流れとしてはあまり変わっていませんが、こう表現した方がよい、或いは記述に間違いがあるなど、いろいろなご意見が寄せられております。皆さまのご意見に目を通したつもりですが、随分落ちていたために、021113 版から 021129 版に変える時には 10 日程度の余裕がありましたので、委員の皆さまに各章、或いは節ごとに精読をお願いしました。琵琶湖部会の委員の方にもご協力頂いております。

今回はいろいろなご意見にも目を通してきたつもりですが、それでもまだ抜けているところがありますので、特に表現等については、どうしても反対だというほど深い意味ではなく、こうした方がよいのではという修正意見でも結構ですから、最終的に是非ご意見をお寄せ頂きたいと思っております。

それでは、提言案の中身について、修正点を主に説明させて頂きます。

まず目次です。これまで河川については、治水、利水、環境という順番で語られてきました。しかし、河川法の改正によって河川環境を重視することになったという流れを受け、この提言では、環境、治水、利水、利用という順番に変えております。また、順番を変えたことにより、環境の部分の書き出しを少し変えた方がよいということで、この部分を大幅に変えました。意図するところはこれまでと殆ど変わりはありませんが、是非目を通して頂ければと思います。

それから、治水についてです。治水関連については 2-2、3-3、4-3 にありますが、治水の新たな理念として破堤による壊滅的な被害を回避したいということを中心に打ち出したところ、治水安全度がまだ低いところを見捨てるのかという誤解があったようです。決してそういったことを意図したわけではないのですが、不安感を取り除くためにも治水安全度の確保という言葉を入れました。

また、治水といえども、環境に害を与えるような治水はよくないということで、自然環境を考慮した治水ということに表現を変えております。資料 2 - 2 の補足で説明しておりますのでご覧下さい。

4 - 6「ダムのある方」については後回しにさせていただきます。

それから、新たに 4 - 8「淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」が加わっております。三田村委員に担当して頂いたところですが、実はこの部分については委員の皆さまへの意見の照会をしておりませんので、4-8 につきましては、これまでと同様に、少数意見に加えて、表現に関する修正意見を寄せて頂きましたら結構かと思いません。

それから、先ほどから何度か言っています少数意見とは、提言案の内容にどうしても同意できないという方は少数意見としてお出し下さいということです。一方、修正意見とは、この部分はこのように表現した方がよりよいのではないかといった意見のことです。

それでは、「4 - 6 ダムのある方」について説明します。ダムにつきましては、社会的な関心度が高く、これまでも新聞等で報道されておりますが、本日の提言案のダムの部分で変わったところについて言いますと、全体的な表現をできるだけシンプルにしようということで、随分文章の量が短くなっております。

これまでの委員会、或いは部会での大体一致した意見としては、できるだけダムをつくらないようにしようということでした。ただ、どうしても必要なダムはやむを得ないというスタンスだったと思います。そのことをどう表現するかということで、例えば、中間とりまとめでは原則として採用しないなどの表現が出てきていますし、或いは実施しないといった表現もありました。

021129 版については原則として抑制するという表現にし、建設される場合の条件として、代替案検討のもとで「ダム以外に実行可能で有効な方法がない」ということに加えて「関係住民の合意が得られた場合」に限るとしています。この「関係住民」につきましては、その後議論がありまして「住民団体・地域組織を含む住民」という言葉に変更されております。

それから、計画・工事中のダムについての記述を削除しています。この部分については、委員会、一昨日の猪名川部会、昨日の淀川部会でいろいろ意見が出ておりました。計画・工事中のダムも 4-6「ダムのある方」に書いてある内容で判断しようという意味だったのですが、十分に委員の方にも理解されていないところがあり、計画・工事中のダムの記述については今後の課題にしたいと思っています。

それから、新規ダムという表現を 021113 版には書いていましたが、これも削除しています。

放流操作についての記述も削除しました。これは別の項に述べられているということと、既設ダムの最後のところに、存続させる場合には自然環境について影響の改善を図るという記述に含まれているという意味からです。

ここまでが主に変わったところなのですが、私は一昨日の猪名川部会、昨日の淀川部会に出席していたのですが、この 4 - 6「ダムのある方」が一番議論の対象になっていました。実は 4-6 以外は執筆担当者の方がおられまして、その方が委員の皆さまのご意見を参考にし

つつ、修正を加えてきているわけです。ところが、この4-6だけはダムワーキングの案として出てきております。ですから、修正する時に一体誰が最終的な担当者として修正してよいのかがあいまいになっております。

これは年内に開催される運営会議で検討をお願いしたいと思っておりますが、実は「ダムは抑制する、という言葉はわかりにくいから変えよ」というご意見は、少数意見ではなく多数意見です。多数意見の表現を用いずに少数意見の表現で提言書を出すというのは、委員会としてはおかしいのではないかとということで、例えば、昨日の淀川部会では、部会として全員の意見は一致してはいないが、そのことについて各委員が意見として出そうということになりました。猪名川部会でも、多くの委員がそのことについて言っておられました。恐らく7割から8割の方が、抑制するという記述に反対されておられると思います。琵琶湖部会でも、もしそういうご意見の方が多ければ、4-6を書き直さざるを得ないと思います。そういう意味でも、本日は忌憚のないご意見をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。大変なご努力であったと思います。

それでは、意見交換に移りたいと思います。今本委員に質問する部分があるかもわかりませんが、まず琵琶湖部会として、部会の委員間で議論をするということで進めさせていただきます。

どこからでも結構ですので、読んでみて疑問点があれば、是非お願いします。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

実は昨日の淀川部会に出席しており、ダムは原則としてつくりたくないという話に傾きつつありました。しかし、淀川部会としての結論は出せませんので、そういった意見を各委員が12月25日までに提出してはどうかということになりました。

しかし、ダムを頭から否定してしまうのも問題があるのです。個人的には、抑制するという記述は微妙なニュアンスがあってよいと思っていたので最初は賛成したのですが、一方では誤解を招きはしないかと心配もしていました。つまり、ダム建設は最終的にやむを得ない時にはやらざるを得ないのだということも認めながら、できるだけ抑えるということをして「抑制する」と表現していたのですが、「抑制する」という言葉がどうも誤解を招きやすい表現でないだろうかという不安を持っていたのです。すると、朝日新聞をはじめ幾つかの新聞に、抑制するという言葉から踏み出して、ダム建設の否定という表現が書かれ、これは少し行き過ぎではないかと思いました。

もっとわかりやすく書こうという趣旨の話が何人かの委員から出まして、これをうけて、今朝、今本委員から、これはどうだろうという案を示して頂いたのですが、私からお話ししてよろしいでしょうか。

今本委員は、はっきりと「建設しないものとする」とし、「但し、ダムが必要であり、考え得る全ての実行可能な」云々というぐあいに、「ダムが必要である場合は考えましょう」

とはっきり書かれています。その方が私はよいと思います。「建設しないものとする、但し、ダムが必要であれば建設するものとする」という表現の方がはっきりすると思います。

また、以前から何人かのご意見を出されておりましたが、「地域社会の崩壊をもたらすような弊害があるのだ」ということも、ダムのあり方に書くべきだということでした。そこまで書いてよいのか今本委員は随分悩まれたようですが、昨日の淀川部会ではその点でも、あえてまた提言があり、これも皆さまが 25 日に向けて書こうということを中心に主張されました。それも今本委員の案では、どうも取り上げてよいのではというニュアンスのお考えをお持ちのようですので、今本委員から冒頭にそういうことを言うのは問題ですから倉田委員から言ってほしいということをおかれ、代弁させて頂きました。

今本委員（委員会・淀川部会）

昨日の淀川部会の後、かなりの委員が残り、ダムのあり方の記述についてとにかく書きかえてほしいとおっしゃいました。しかし、先ほど言いましたように、これはダムワーキングでつくったものなので私の一存ではできないと申し上げました。ただ、今朝 10 時までにいるいろいろなメールを受け取り、それを基に、もし私が執筆担当者で他の委員のご意見を見ながら直すとしたらこういうふうに直すという案を試してみました。もしよろしければそれを配付させて頂き、どこがどう変わっているのかということをご覧頂きながらご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございます。最終提言作業部会のリーダー自身のご意見として出されることは難しいかもしれませんが、淀川部会の委員の方の意見を聞きながら修正をなされた案をお出しになるという言い方であるとすれば、むしろそれは是非頂いて議論をする方が適当なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは配って頂いて、本日はそれだけの議論でやめるつもりはないのですが、それも含めて議論をさせて頂くということでもよろしいでしょうか。

しかし、部会として何かを決めるのではなく、いろいろ議論した結果、どのようなものがよいか、或いは全く違うものがよいかといったことを、各委員が 12 月 25 日までに出して頂くための議論という意味でご議論を頂くということをお願いしたいと思います。

資料を配付して頂いている間に、「4 - 6 ダムのあり方」以外についてもご意見はあると思います。どなたかご意見はございませんか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

続けて申し訳ありませんが、実はこれも昨日淀川部会で意見が出たので申し上げます。これについては 12 月 25 日の意見募集締切に向けて原稿をつくってはいるのですが、まだ最終的に決めかねている問題です。

資料 2 - 2 の 021129 版の 4 - 15 頁の下に小見出しで「2) 漁業」という項目があります。漁業のあり方について最後の行を削除してほしいというご意見でした。私は違う意見を持つ

ています。それは、提言案の書き方が悪いということではなくて、漁業をやっている人間から言えば、認識の点が問題だということです。これを書かれた方は漁業を専門としている方ではないらしく、考え直して頂かないといけないと思い、あえて本日発言させて頂きました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

すいません。どの文章かをまずおっしゃって頂き、説明をして頂ければありがたいと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

資料 2 - 2 の 4 - 15 頁の下に「2) 漁業」があります。一番下の行の「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という言葉を削除して欲しいという提案でした。これは漁業の関わりのある方のご意見だったわけですが、私は、執筆者の考え方自体を少し訂正して頂きたいと思います。

アユについてはいろいろな意見があり、養殖を重ねているためにアユの溯上能力を減退させているのではないかという考え方も実はあります。しかし、私はそれに疑問を持ちまして、近畿大学でアユのことを専門に担当している方に頼んで、神戸の芦屋川、これは小さな川ですからダムがありませんので、種苗放流、養殖して育てたアユを放流してもらったのです。そこでテストしてみますと、京都の川では殆どダムがありますから、そこでは放流してもその後上がっていかないのです。同じように養殖した種苗をダムのない川に放すと、素直に上がってくるのですね。ですから、これは川の方に問題があると思います。ダムをつくったところから下流に向けて水温も水質もアユが上がらない、アユにとって魅力のない川になっている点が一番の問題であると考えべきだと思います。

アユだけではなく、河川における漁業の殆どが養殖して種苗を生産して成り立たせているようになっているのです。これは川が変わってきたからです。今やダムのない時代に海から川に上がっていったような魚を連想するのは不可能に近いのです。ですから、川漁業だけではなく海でも、養殖はもう避けられないということを前提にしなければいけないので、この「放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という表現はまずいので削除をという提案です。

私はこの部分を書き直そうと素案をつくり始めていますが、今申しましたように、川の漁業のあり方についても稚魚を放流してやるという方法は改めろという考え方を改めて欲しいと思います。文章は 12 月 25 日までに成文化して出します。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他には何かありませんでしょうか。別のテーマで意見はありませんか。次々議論していきたいと思います。

西野委員（琵琶湖部会）

資料 2 2 の 2 - 3 頁、真ん中の「2 - 2 治水の現状と課題」の上に幾つか箇条書きがあり

ます。2-2 頁の下から 7 行目のところに「以上、琵琶湖・淀川の河川環境の現状を概観した。そのうち、生物生態系およびその機能を損なう主要な原因を列挙すれば以下のである」ということで前の 021113 版の時にも幾つか書いてあったわけですが、その中で削除されて部分があります。「固有種、希少種、猛禽類、河川特有の植生等の減少」という部分ですが、削除するのが妥当なのか疑問に思いました。少なくとも、固有種、或いは希少種、猛禽類とか生物の種類、生物多様性が減少しているというのは事実ですので書くべきだと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

資料 2-2 の 021129 版の中に書いていない項目を入れてほしいということですね。

西野委員（琵琶湖部会）

021113 版の時にあったものを復活させるべきではないかということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

本日 021113 版と比較できる資料は皆さまへお配りになっておりますか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

皆さまのお手元に提言案関連ファイルというものが、その一番上に「修正案 021113 版と 021129 版との比較資料」という資料をつけております。その 2-3 頁をご覧頂きたいと思います。

資料の見方をご説明しますと、これは 021113 版から 021129 版にかけてどこが変わったかという部分について示されており、線をつけておりますのが削除したところです。アンダーラインとゴシックの部分がつけ加えた部分、或いは削除した部分にかえて挿入した表現というところです。

今の西野委員のご指摘は、2-3 頁の真ん中辺り、「固有種、希少種、猛禽類、河川特有の植生等の減少」という部分が 021113 版ではありましたが、それが横線を引かれて削除されているということです。他の部分についても同様の形で比較をしたものを皆さまのところにおつけしております。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

削除したのは私です。資料 2-2 の 2-2 頁、「以上、琵琶湖・淀川の河川環境の現状を概観した。そのうち、生物生態系およびその機能を損なう主要な原因」、これを列挙しているとあります。今、西野委員はまさに生態系が減少しているとおっしゃったわけですが、ここには入れにくかったので消しました。

西野委員（琵琶湖部会）

固有種とか希少種の減少というのはカットして、外来種の増加だけを入れているのが非常

にアンバランスだと思います。入れるのであれば固有種、希少種が減少したというのと、外来種の増加とを両方入れるべきです。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

なるべく原因だけに絞って並べた方がわかりやすいと思って削りました。

西野委員（琵琶湖部会）

「機能を損なう主要な原因」とありますが、結果であり原因でもあるわけですね。生物の種類が減少している、或いはそれぞれの種類の個体数が減少しているということは様々な物理的環境要因、生物的環境要因の結果として起こっているわけですが、その結果、つまり生物が減った結果、今度は生態系の機能に影響が出てきているということですので、やはり入れるべきだと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

そうですね。ありがとうございます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

次々と意見を出してもらおうとわからなくなってしまいますので、まずは3つくらいの意見について議論をさせて頂きましょうか。

今の件は、西野委員としては、文章としてそのようなものはそう書いた方がよろしいというご意見でしょうか。それとも、少数の反対意見としてでも最終的に出したいというご意見でしょうか。

西野委員（琵琶湖部会）

是非提言に入れて欲しいということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ここは私もひっかかかっていまして、他のところにどこか入ってないのかという疑いも持っていました。全体を読み切れてないので挙げてないのですが、西野委員のおっしゃられる通りにすべきだと思います。お願いします。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

西野委員に質問です。この種の減少というのは、外来種の場合はわかるのですが、種数の減少ですか、それとも現存量の減少ですか。

西野委員 (琵琶湖部会)

種数については十分確認されていないので、数が減っているということです。もちろん、全ての種類について数が減っているということではなく、一部の固有種等については明らかに生息個体数が減っています。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

ある意味、生物量ですね。

西野委員 (琵琶湖部会)

そうです。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

そのようにされるべきだろうと思います。少しわかりにくい表現です。

西野委員 (琵琶湖部会)

ですから、生息個体数というような言葉を入れたらよいと思います。

小林委員 (琵琶湖部会)

機能と言うのでしたら、種のことについてはあまり触れなくてもよいのではないのでしょうか。「生物生態系」という言葉自身もこの文章にふさわしいかどうかということも含めて検討する必要があります。例えば生態系には構造的側面及び機能的側面とがあり、その構造的側面のところで種について言われるならわかりますが、その機能的側面のところで種の減少ということに記載するということになると生態系を理解していないということになりかねないと思います。「生物生態系」という意味は私には理解できません。

西野委員 (琵琶湖部会)

何故機能と言ったかと言いますと、「生物生態系」というのは基本的に構造と機能と両方あるわけです。小林委員のおっしゃるように構造の問題というのも重要ですので、その構造の構成要素の1つである固有種、或いは希少種の生息個体数が減少したことによって生態系の機能そのものにも影響が出てきているということです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

私個人は、文章としては「生物生態系」という言葉から「生物」という言葉を削除した方がよいと思います。「生態系およびその機能を損なう」という言い方にするとすれば、はっきりするのはということです。

直した方がよろしいといった修正意見は各委員に言って頂ければ、ワーキンググループで検討されて入れるものは入れられると思います。もしもこれが入らなければ、是非少数意見としても入れるべきであるご意見であればそのように書いて頂ければよいと思いますし、複

数の方がそう書いて頂いても結構だと思います。

それでは、ダムの話はその次に出させて頂いて、先に倉田委員がおっしゃった資料 2 - 2 の 4 - 15 頁の件に関して、他の方がいいでしょうか。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

漁業なり、内水面に関する倉田委員の意見には私も賛成です。ここ 100 年より前の、例えば江戸時代の河川を考えるならば、養殖というものはなくてもなしえたわけですが、明治以降の内水面漁業は放流なしに成り立たなかったわけです。しかも、内水面漁業の法律では放流を義務づけております。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

放流ではなく、増殖を義務づけております。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

そうですね。そのことによって内水面漁業の権利が与えられるという取り決めになっておりますから、少なくとも既存の生態系に影響があるかないかの議論は必要だと思いますが、このように書いてしまうと内水面の漁業が成り立たないという現実を踏まえるべきだと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

わかりましたが、あえて逆さまのことを言わせて頂きます。アユの養殖の問題だけではなく、琵琶湖におけるいろいろなものの減少に対してこういった方法を続けていくことはこれからは許されないと思います。農業でも何でもそうですが、実際にこうしなければならなかったという状況のもとで起こってきたことを、そのまま認めることは言わない方がよろしいと思います。

つまり、減ったら放流すればよいという非常に安易な考え方が生態系全体だけではなく、その種類の長い目で見た場合の実際上の増殖に対してどういう役割を果たしてきたかは、琵琶湖のデータではあまりありませんが、海に関しては明白にそれが間違いであったというデータがたくさんあります。倉田委員ご自身が大変よくご存じのところだと思います。そういう意味では、この記述が正しいかどうかは別にして、減れば養殖して入れればよろしいという安易な考え方は完全に改めるべきという記述は残すべきだと思います。言葉の使い方を変えることはもちろん認めるのですが、ありとあらゆるものについて、こうすれば来年はうまいようにいくのではないかという考え方自身に対する批判は、過去の方法の反省の部分ですので、長く広い目で見た時に何が適当であるかということ十分に考えないといけないのではないかと思いますので、少し文章を変えて頂いても残して頂く方がよろしいと思います。

漁業法は増殖を義務づけています。ところが、水産庁の一部は、少なくともある時期に増殖を積極的増殖と消極的増殖という言葉に分け、積極的増殖は放流であるかのごとく発言をしたことがあります。それに大きな批判があったことも事実ですが、現在までそうはなっ

ありません。例えば、産卵場を育成し、環境をいかに見事につくるかということは、増殖としては本来は、長い目で見た時には非常に重要な問題であるにもかかわらず、それは消極的増殖であるという言い方になっておりました。

とにかく、ありとあらゆる意味で、長い意味での本当の増殖をすることは漁業にとって絶対に必要なことだと思いますが、増殖の仕方そのものについては、少なくとも目先だけしか見ていない安易な方法は絶対に変えるべきだという意見は入れておいて頂きたいと思います。倉田委員には文章を提案して頂けると大変ありがたいと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほど申し上げたのは、「考え方を改め」と簡単にここに書かれたような文章で書くと誤解を招くので、それで苦心しているということです。琵琶湖にはこれを入れてよいのかどうか、とにかくもう少し説明がないといけないので苦心して12月25日までに成文化しようと思っております。川那部部会長がおっしゃることも十分承知しております。但し、これを直したいと思う一方、川の漁業については、先ほど申しましたように放流なしには成り立たないのが現実なので、そのことも含めてどう書くかというところで少し苦心が要ると思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございます。

今の件について、特に他にご意見がないとすれば最初にお出しになったダムの問題のところへ入らせて頂いて、他の問題があればまた出して頂きたいと思っております。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

他の問題は後の方がよいですか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

はい。議論としては3つずつくらいで進めた方がよいのではないのでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

ダムの後でまたもとに戻りますか。その時にご発言の方がよろしいのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ダムのところで議論を終わりにするつもりはありません。他にもきつと幾つかの問題があるでしょう。議論は3つくらいで進めていきます。それでよろしいですか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

わかりました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それでは、資料 2 - 2 の 4 - 17 頁の「4 - 6 ダムのあり方」に関係するところについてご意見を承ります。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

先ほど今本委員が言っていた計画・工事中のダムについての記述のことですが、「計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする」という行が削除されたという意味ですか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

そうです。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

私はもう 1 つ前の提言案に意見を出したのですが、ここではあえて少数意見として申し上げたいと思います。以前に出した意見が資料の中にはないのですが、以前の琵琶湖部会で何度か申し上げた趣旨の意見です。確かに河川整備計画は今後 30 年の計画ですから長期的にある基本の理念を出すというのはわかります。しかし、既にあるところで動いている、或いは既に地域社会がその気になって計画されているものに関しては、地域社会が二次的被害、或いは二次的崩壊をもたらされないような方向が必要だろうと思います。

ダム建設においてダム建設を合意した時点で一次的地域社会の崩壊があり、それを一たん合意をすることによって新たな地域社会がつくられます。ところが、地域社会の崩壊が上意下達によって自分たちには関係なく決められてきたのと同じように、ダム見直しによる二次的崩壊も上から決められてくることになる、二重の地域社会の崩壊というものがあり得るわけです。地域社会というのは生きています。生身の人間が合意形成しながらつくっているところですから、そこへの配慮は必要だと思います。いわば生身の、血の通った計画というものを考える上でも、配慮は必要だということをあえて少数意見を承知で申し上げたいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

そのことも少し議論したいと思いますが、最終的には 12 月 25 日までに文章として頂くことが必要だと思います。嘉田委員、よろしくお願いします。

嘉田委員のご発言を含めて、「4 - 6 ダムのあり方」についてご意見を頂きたいと思います。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

ざっと見させて頂いたところでは非常にわかりやすくなったという感じもしますし、今本

委員の案に賛成です。

私もダムワーキングのメンバーで、今本委員とも一緒に議論してきました。議論のなかでは「原則」「極力」「抑制する」「実施しない」「採用しない」といろいろな言葉が出たと思いますが、結局どの言葉も意味がはっきりしないのです。ここにある「建設しない」という明確な表現は、非常にわかりやすいと思います。学者であろうと一般の社会人であろうと意味がよくわかります。「抑制する」という言葉は意味がわかりにくかったと思います。以前に私は「建設しない」という案を出し、その時点では採用されなかったわけですが、こういう形で出てきたということは非常によかったです。

また、先ほど新聞報道のご指摘についてです。私の知る範囲では4紙ほど取り上げていたと思いますが、それぞれ表現が微妙に違うわけです。そういった点ではマスコミもどのように淀川水系におけるダム問題を知らせていけばよいのか、正確に伝えたらよいのか、苦勞なさっているのではないかと思います。そういう面からも、このようにはっきり記述して頂くとよいと思います。

案にも記述してあるように、ダムがどうしても必要である場合も当然考えられるわけですから、そういった時の手続きを明確にしておけばよいだろうと思います。この修正案については賛成したいと思います。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

私もこの方向でよいと思います。しかし、治水、利水の立場から進められてきた今までのダム建設に対して、環境が入ったゆえに、次のからダムは駄目だと書いてしまうことでよいのかどうか少し気になります。

全体を見れば、歯止めなり、新たな問題に対処するための方策が書いてあるなど、それをサポートすることができるようなスタンスになっているのでよいと思いますが、少なくともここでもうダムは建設しないと書いてしまうことが、従来の方針に対する完全な決別であることを、委員の方々が認識しておられるのが少し気になります。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

宗宮委員がお話しになったことは、2つの意味にとれるので、どちらの意味か教えて下さいませんか。つまり、治水、利水の立場で考えれば従来のとおりダムをつくるのがいいが、自然環境が入ったからダムは今後つくってはいけないという意味であるのか。それとも、過去のダムに関しても、つまり治水、利水の立場だけで考えた場合でも、ダムが最善であるかどうかという問題が考えられなければならないというようなことも含めた意味なのでしょうか。どちらの意味になるのかわかりにくいところがあったので、宗宮委員のご意見はどちらの方なのか、教えてください。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

非常に悩ましいところですが、基本的には与えられた場が決まっているということが先にあるのです。つまり、琵琶湖・淀川という場が与えられた状態で話をしているのであって、

日本全体の話をしているわけではありません。今の淀川水系における利水、利用のスタンスがどこまで来たのか考え、かなりのレベルまで来たことによって、環境が入った場合には我々としてはこうすべきではないか、こういう立場になるということを示すのであれば、非常にわかりやすいと思います。我々は全部ダムをやめろと言っているわけではないということです。どうしても必要で、要るものはつくるが、評価の価値判断の仕方が変わったということを確認するのであればよろしいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

今の件も随分議論になりました。例えば「建設しないものとする」は「当面建設しないものとする」とした方がよいのではないかという意見もありました。しかし、この文章の中に、必要になった時には順応的に対応すると書いています。「順応的に」という言葉がよいのかどうか分かりません。いつも「順応」という表現で逃げるといって批判もこれまで意見で寄せられていますが、「順応的に対応する」と書いていますので、あまりその部分に修飾語をつけるとかえってややこしくなるのではないかということで、このような案になっています。

修正意見は本当にたくさん出てきます。数で言えば、少数意見よりも多数意見になると私は思います。次の機会には表現を変えたいと思っています。どのように変えるかはこれから議論していかねばならないところだと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

私もダムワーキングのメンバーとしてこの議論には参加させて頂いているわけですが、021129 版の「できるだけ抑制する」という表現は、2つの意見の合作だったはずですが、つまり、最初からある案を門前払いするのは科学的手法ではないという意見もありました。例えば、現在治水として最も有効なものは何かということ、河道の整備、或いは河道の整備ではどうしようもない場合には、ダムに頼るしかありません。大雑把に言えば、この2つです。もちろん遊水地等が十分あれば対応できますが、難しいのが現状です。こういった状態で、最初から1つの大きな可能性や手法を門前払いにするのは、計画を考える上で適切ではないのではないかというご意見があったわけです。ですから、幾らかの代替案を検討して、最終的に代替案としてダムを作らざるを得ない場合もあり得るといってご意見がありました。ダムはできるだけつくらないようにするという意見の方が多かったわけですが、先ほど配布して頂いた今本委員の案は、ダムは環境に悪いからつからないという前提で、治水や利水に対して代替案が見つからない場合には何とかしようという表現になっているわけです。

私は、最初にある手法を門前払いをするよりも、代替案としていろいろな手法があった方が好ましいと思います。ただ、私自身の意見を少数意見として書く時間がなかなかとれていませんが、できれば12月25日までに少数意見として寄せさせて頂きたいと思います。

小林委員（琵琶湖部会）

今本委員にお尋ねしたいのですが、ある程度の整備が既になされているというのは、淀川水系全体について言っていることですか。それとも各ダムが計画される水系について言われ

ていることですか。

今本委員（委員会・淀川部会）

一般論として、淀川水系全体についてです。地域によって治水安全度の低いところは確かにあります。そういうところについては、例外規定で検討されたらよいのではと思っていました。全体としてかなり淀川水系は整備が進んでいると認識しています。

また、本日配布した資料は今本案ではなく、昨日の淀川部会での検討でいろいろな方からいろいろな意見が寄せられ、それらを反映してみたものということです。もし取り上げてくれなかったら少数意見として出しますということでした。私の予測では、江頭部会長代理の意見は明らかに少数派です。しかし、提言としては多数の意見を出さないといけないのではないかとということで、寄せられた意見から作成したものが先ほどお配りした資料です。ですから、小林委員から言われたような検討不足のところもまだまだあります。本日の午前 10 時まで意見を受け付けて、1 時間程で直したものですので、私自身もよく検討していない部分があります。本当は各部会に対して同じことをすればよかったです、明日の琵琶湖部会でも是非、淀川部会が出た意見を言ってきてほしいという意見まであって、こういった資料を提示させてもらったということです。

川端委員（琵琶湖部会）

本日配布して頂いた「ダムのある方」の文章を読ませて頂き、今までの議論が全て凝集しているのではないかと感じました。

後で議論になるかもしれませんが、例えば 3 - 3 頁に「新たな河川環境の理念」という項目があります。理念があって、それに対する物の考え方が書かれています。例えばこの理念を受け入れるとすれば、20 年、30 年、或いはもっと長い時間を考えて、私たちが自然とどう対応していくべきかが書いてあります。例えば生物の生息する権利、或いは生態系の要素が有機的に結びついていて 1 つの健全なシステムをつくっているという見方をすべきであるとか、自然を残すのが私たちの責務であるといった理念としての非常に重要な点が指摘されていますが、その理念を受けてどうあるべきかという考え方を示すのが、一番わかりやすいと思います。

そういう流れからいけば、この「ダムのある方」で、まずダムはつくらないとはっきり言うておくべきです。理由は前文に書いてあるように、自然環境に対する影響が大きいためです。形式的に考えるのではなく、もっと現実的に考えるということもこの文章の背景にはあるわけです。どうしても代替案がない場合にはかなり慎重にやりましょうということを書いていますので、私の意見としては、今まで出てきた中でこれが一番わかりやすいのではと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

できるだけ短く、あと 10 分くらいでこの議論を大体終わりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

藤井委員 (琵琶湖部会)

治水、利水で最も有効な手法が何なのかを、もっときっちりと考えてこなければいけなかったのに、これまではダム建設でやってきたわけです。私は、本日配布して頂いた案を拝見し、ようやく断言したなと思っています。

ダムは原則として建設しないものとする、先ほど宗宮委員から、これはあくまでも琵琶湖淀川水系においてというお話がありましたが、むしろ琵琶湖淀川水系から始まったダムという治水、利水の手法に対する流域委員会の提言が今後の日本の河川問題に向けて与えるインパクトは非常に大きいと思われまます。私は、流域委員会がこのように言い切るべきだと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

今本委員は3つの部会に出ているので、質問をさせていただくと、先ほど江頭部会長代理が「原則として抑制する」というような記述であっても、むしろ抑制側に寄っていると、個人としては思っているというご意見をお出しになりました。そういう意見は、過去には猪名川、淀川からは殆ど出てきていないのでしょうか。或いはあったが少数という意味でしょうか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

圧倒的に少数です。「抑制する」は言葉としてよくわからないということです。普通の市民感覚からして、「抑制する」という言葉がよくわからないので、やはり普通の人ができる言葉にして欲しいという意見が圧倒的に多かったと思います。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

今の問題とは少し違うのですが、ダムをつくと環境が非常に改変されるという書き方をしますと、例えばダムをついた時の環境がどう変わるのか、それが生態系、我々の人間生活にとってどういうインパクトを与えて、それが本当にダムをつくらない理由になり得るか、そういうバックグラウンドがどれくらいできているのかが気になります。その辺りを、委員会として責任が持てるのでしょうか

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

私たちに与えられた任務というのは、河川整備計画に対して、委員としてのスタンスで意見を言うことが目的ですから、どこまで責任を持つかはここで言うべきではないと思います。あくまでも自分たちの学識経験なり、或いは地域住民として言えるべきことを言うことだと思います。その後、行政側がこれに対する次の河川整備計画を出してくるわけです。これは、かなり最初の頃に議論をし合意したことと思います。

仁連委員 (琵琶湖部会)

抑制という言葉は非常にわかりにくい言葉です。抑制というのは、何かある考え方が前提にあり、別の考え方からするとこれはよくないということで使う言葉です。例えば、ダムが一番よいのだが、お金がないから抑制しましょうといった時に使う言葉だと思います。

我々は今ここで、河川管理の姿として最も望ましい姿はどういう方向かを議論しています。ですから、抑制するのではなく、こういう河川管理の姿が望ましいというものを提言すべきであって、これは抑制しましょうということでは、河川管理のあり方を提言したことにはならないと思います。

河川整備計画は、今どうするかよりも、将来に向けてどういう河川管理の姿をつくっていくべきかに焦点が絞られていると思います。従って、河川をつくっていくという仕事は非常に時間のかかることだと思いますが、今後 50 年、100 年先に向けてどういう姿の河川をつくっていくのかという点から考えますと、これから例えば人口や経済規模というのは恐らく縮小してくると考えられます。そういう前提に立って、経済が成長している段階では、経済成長に合わせてそこに自然資源を供給していくという役割が非常に多かったけれど、今後は変わってくると思います。できるだけ自然の力をうまく活用しながら、人間の生活にとってプラスになるような河川管理のあり方ということを考えて、やはり自然環境の大規模な改変を伴うものではなく、維持管理についてもそれほどお金も手間もかからないというものを考えると、自然の力をうまく活用していく仕組みへ転換していくというのが、基本的なスタンスだと思います。

そう考えますと、ダムが具体的な解決方法となる割合は非常に少なくなってくるだろうと思います。幾つか箇条書きで下の方に書かれていますが、そういうことをクリアしていくのであれば、この考え方は認められ、全体の合意になるのではと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今本委員にお願いしたいのですが、4-6 から「計画・工事中」を削除されましたが、ダムが中止された時どうなるのかという不安について、意見があったと思います。ところが、「計画・工事中」を外しましたのでこれについての表現がないのです。例えば、工事をやめる場合はこういう仕組みでやめましょう、或いは住民に対してこうしましょうというようなことが書かれていないわけですから、その辺をどのように表現したらよいのか、是非ご検討頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

自然環境保全が河川法に入り、その問題も非常に大事であるのはもちろんですが、自然環境保全以外の問題についてもやはり考え直さないといけないと思うのです。提言案では、治水、利水という立場だけをとっても、ダムを考え直さないといけない部分があるということが、全体の流れの中に非常にはっきりと入っていると思います。

例えばダムの問題について、自然環境に悪影響を与えているからダムは次の扱いとするとするのは、全体としてはそれでもよいと思いますが、自然環境保全の問題だけではないということが書いてあった方がよいと思います。この文章そのものがどうかは別にして、新しい

案には是非書いて頂けたらと思います。これは少数意見ではないのですが、文章としては直した方がよいと考えております。

二次被害問題についても確かに非常に重要な問題なので、いろいろ考えていくことが必要だと思います。今後の扱いのことも含めて、嘉田委員や寺川委員、或いは大変関心のある方は他にもきつといらっしゃるでしょうから、修正案を文章で出して頂きたいと思います。ワーキンググループに全て任せるといような問題ではないでしょうから、是非書いて頂きたいと思います。

これは完全に座長としての意見ですが、少数意見をどのように扱うかというのはなかなか難しいところがあり、方法としてはきつと2つあるのでしょうか。1つは、何であろうと本文を書き、反対意見がたくさんあった時にはずらつと名前を並べることになっていますから、並べると半数よりもはるかに多かったという書き方も、非常におかしいかもしれませんが、ある意味では非常に素直かも知れないと思います。もう1つは、多数に近いような意見に本文を合わせて、少数意見を別に書くという方法があります。これは部会で決めるわけにはいきませんが、その2つの方法のどちらにするかに関して、最終提言作業部会のリーダーである今本委員は、大変苦労していらっしゃるという状況だと思います。

そういう意味では、仮にこちらのよう文章であればこういう少数意見を出す、こちらの書き方であればこのような少数意見を出すというようなことも、各委員にご判断を頂いて出して頂くということが必要だと思います。そのようなことを考えるためにもう少し議論をしなければいけない部分がありましたら、この件でもう少しお話し頂き、そうでなければ、三田村委員、寺川委員、藤井委員、嘉田委員から意見が出ていましたので、そちらに移らせて頂いてよろしいでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今本委員が出して下さった「ダムのある方」の文章は、今の方が私もよいと思っているのですが、1行目の「総合開発された我が国最大の湖であり」というところについて、これは多分お時間がなくこう書かれたのでしょうか、どのような意図なのか少し聞かせて頂きたいと思います。ここは、琵琶湖総合開発事業を評価したうえで、わかりやすく書き直す方がよいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

そうですね。琵琶湖をダムだと言えば怒られるかも知れませんが、機能的に見ればダムであることは確かです。淀川水系には日本で最大のダムがあるということと同じというわけです。この上にまだダムをつくるのですかというような観点で書きました。ただ、この表現は私自身も非常に気になっています。この表現を見た途端に不愉快になる人がたくさんおられると思いますので、表現を変えたいとは思っています。ただ、そういう形でいろいろなところから意見が出てきているのが事実です。少なくとも琵琶湖もあり、さらにダムも幾つかできているということは現在の状況だという意見に対して、こういう表現を用いました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

嘉田委員、是非こういう文章はどうかという提案を出して下さい。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

はい。例えば、「琵琶湖淀川水系には我が国最大の湖であり、かつ最大の水資源開発の功罪を経験した琵琶湖が存在する」といった内容の文章を書き、今本委員、或いは他の委員の方にオーケーかどうかお聞きしたいと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

是非よろしく願いいたします。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それでは、もしもどうしてもということであれば戻るとして、一応 3 つの問題を扱いましたので、先ほどから待っている問題に移ります。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

私が少し引っかかっている部分は、資料 2 - 2、021129 版の 2 - 5 頁の「2 - 3 利水の現状と課題」というところの 4 行目です。ここでいわゆる濁水の問題が取り上げられています。ところが、この年代も当初の案から変更されています。それから、よくわからないのが、「濁水頻発化の傾向が見られる」という文章があって、それから 7 行下に、「水資源開発の進展により、濁水の頻度は減少するとともに」となっているのです。一方で、「濁水の頻発化傾向が見られる」とあります。それも 1918 年から 2001 年までの 84 年間に 8 回の濁水が起きているということを書いてあるわけですが、下では、「濁水の頻度は減少する」とあります。

さらにこれをもう少し具体的に見てみますと、この 1918 年というのは。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

済みません。それは、参考資料の中にある意見そのものだと考えてよろしいですか。そうであれば説明の時間を短くして、その内容であるとおっしゃって頂ければよろしいです。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

参考資料の指摘はあたっていますが、ただ私は、ここの表現のあり方は少しおかしいのではないかと考えているのです。「84 年間に 8 回の濁水が発生している、しかも、最近の 1978 年から 2001 年までの 24 年間では 6 回もの濁水が発生する等」ということで濁水頻発化なのですが、表で見ると、ちょうどそれが今おっしゃった一般のご意見で、参考資料 1 の 31 頁を見て頂くと、濁水の起こったグラフが出ております。このグラフで見ると、84 年間の 8 回のうち 7 回は昭和 48 年以降に起こっています。そうしますと、大正年間から濁水の記録というものが果たしてあったのかどうか、濁水が最近よく起こっているのだというよ

うなことが言えるのかどうかという辺りが非常に疑問です。このところはもう少しわかりやすくする必要があるだろうと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。

今の件は、各々の方が既に見ていらっしゃると思います。寺川委員は、そこは矛盾していないような文章として直し、内容としても事実合うように書くべきであるというご意見を出されました。それに対しては反対というご意見はあり得ないでしょうか、そのご指摘を受けるということによろしいですか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

私の発言は意見ではありません。今本委員が冒頭でご説明された本日の資料 021129 版の変更点等のご説明の後に、私が申し上げなくてはならなかったことをこれから申し上げます。

私どものワーキンググループが担当いたしました 4-7 以降です。4-18 頁以降です。ここからの内容について、12 月 5 日の委員会で委員から意見をちょうだいいたしました。主なご意見は 4-20 頁の「4-7(3) 関係団体、自治体、他省庁との連携」についてですが、ここに書かれているのはよくないので、是非お考え下さいというご意見でした。

その後の運営会議で、新たに項をつくるべきだという議論があったようです。運営会議には私は参加しておりませんので、後でそのような連絡を受けました。その結果を踏まえて、運営会議では、4-8 にその部分を持ってくるという話があったようですが、私どもワーキンググループでは、「住民参加のあり方」の前に入れた方がよかろうと判断し、少し表現がややこしくなりますが、「4-7(3) 関係団体、自治体、他省庁との連携」を 4-7 とし、4-7 を 4-8 に、4-8 を 4-9 にと言う具合に、内容はほぼそのまま移動することになりました。ただ、「4-7(3) 関係団体、自治体、他省庁との連携」は内容が少ないので、充実させて調整を図っているところです。来週の初めにはまとめ、ワーキンググループの中で調整して委員会に諮るという手順になりますので、それをお含みの上、もしここにご意見がありましたら頂きたいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

運営会議のメンバーでしたので申し上げておきますと、「(3) 関係団体、自治体、他省庁との連携」は「4-7 住民参加のあり方」で書くべきことではないだろうということでした。特に自治体、他省庁との連携はそうではないだろうといことで、分けて書くべきではないかという意見が出ました。提言の中では住民参加が非常に大きな問題なので、これを先に書く方がよいのではないかというご意見がありましたが、それはワーキンググループのご意見に入れさせて頂ければよいということです。他に、例えばどうしても気に入らないので少数意見を出したいと思うが、他の方はどうかというようなことも含めたご意見はありますでしょうか。

当然に、ここで議論をしておかなければいけないという問題ではありませんから、12 月

25 日までに出して頂ければよいわけですが、特に議論したいということがありましたら、是非お願いします。

もしなければ、ここで一たん休憩をとらせて頂いてよろしいでしょうか。都合によってはまた考えさせていただきますが、この段階で一般の方々からのご意見を一遍お聞きしてもよいのではと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、15時30分再開ということでもよろしく願いいたします。

〔休憩 15:15～15:30〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

審議を再開させていただきます。川那部部会長、よろしく願いいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、再開させていただきます。

提言案についてのご意見、追加はありませんか。

仁連委員（琵琶湖部会）

資料2-2の4-16頁の「河川利用に関わる諸権利について」のところに、水利権についての記述が出てきます。水利権は河川利用の対象ではなくて、まさに利水の根本原則だと思うのですが、この利水の根本原則を見直すということはこの委員会の仕事ではないと思っています。今の水利権制度はいろいろ問題があると個人的には思いながら、この委員会でこの点について発言も議論もしなかったわけですが、これを見直すということは非常に重大なことで、かつ必要なことだと考えております。もし、ここまで含めるのであれば、利水計画の部分かもっと根本的なところで、今後こういうものを検討していく必要があるという形で入れて頂きたいと思います。文章については提案させていただきます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。私もそのように考えていたのですが、水利権問題は実は「4-4 利水計画のあり方」に主たるところがあるというのは、仁連委員のご指摘の通りです。是非、どのように変えたらよいか、文章としていただきたくお願いします。

西野委員（琵琶湖部会）

先ほどの休憩前に寺川委員からご指摘があった湧水の頻発化の件ですが、資料2-2の2-5頁にある「湧水」という言葉の定義があいまいです。「琵琶湖の低水位」と水利用における「湧水」とが混同されているためにわかりにくい表現になっているので、修正案を出させていただきます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございます。その他にも本日議論しないとしても、こういう文章にした方が非常にわかりやすいというところは是非文章で出して頂き、ワーキンググループの裁量に任せ頂ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでよろしいですか。

それでは、審議の順番からは途中の挟みで、大体10分か15分程度しかないと思いますが、是非一般からのご意見を承りたいと存じます。

傍聴者（大塚）

私は大塚尚武と申します。所属は龍谷大学の教授です。同時に同大学の航空部の部長でもあります。

本日は、配付されました資料2-2の中の「4-5 河川利用計画のあり方」の4-15頁にあります「(4)高水敷利用」について、グライダースポーツのための滑空場として高水敷を有効利用する観点から要望を述べさせていただきます。

まず、私たちが用いるグライダーは、「4-5 河川利用計画のあり方(1)基本的な考え方」に述べられています「川でなければできない利用」の中の、「河原等を利用」したスポーツに入ります。提言では、これらの利用は、「川本来の機能を損なわない限りにおいて、行うべきである」としています。

ご存じない方もおられるかと思いますが、グライダースポーツは、自然界にある上昇気流を利用して空を飛ぶことのできるスポーツであり、自然と共生できる環境に優しいスポーツと言えます。他のスポーツと異なり、直線に近い約1,000mの長さの平地と周辺に障害物がない環境が必要ですが、日本にはこの条件を満たす場所のごく僅かしかありません。現実的に使用可能な滑空場としては高水敷、それもごく限られた河川しか候補地がないと言えます。

特に関西地区におきましては、適した滑空場がなく、やっとその候補地として野洲川の高水敷に滑空場の適地を見つけました。地元の自治体や住民代表の方々等と長期にわたって話し合いを続け、準備、交渉を続けた結果、今、実現目前の段階にあります。滑空場では人工工作物は何も設置する必要はなく、計画しています滑空場は既存の高水敷をそのまま利用するので、形状変更等の工事は一切ありません。

高水敷内に施設をつくるのではなく、既存空間を有効利用するだけなので、環境への負荷は極めて少ないと言えます。また、高水敷以外には他に替わる場所が殆どありません。このような特殊事情のあるグライダースポーツ、即ち環境に優しい空間の有効利用方法については、道を閉ざすことのないように、ご配慮を是非お願いいたします。

以前に当方の意見を流域委員会のホームページに書き込んでおります。流域委員会の「自然のままの河川を大切に」という基本理念には、我々も賛同しております。この基本方針に沿う形で、個々の計画につきましては、施設の必要性や環境への負担等、総合的に配慮して適切に運用して頂くように切に要望いたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。他にご意見はありますでしょうか。

それでは、また時間があればもう一遍お聞きするようなことがあるかも知れませんが、一応終わりにさせて頂き、次の議事の方へ移らせて頂きます。

まず庶務から説明をお願いいたします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 3 及び資料 3 補足を説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。琵琶湖部会是一般聴取意見に関するワーキンググループを部会の中にも持っているのですが、三田村委員、何かつけ加えて頂くようなことはありますか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

基本的にはありませんが、少しだけ補足させていただきます。

住民意見の聴取・反映に関するワーキンググループというものがあります。ご存じのことだろうと思いますが、そこでまとめた冊子を委員会の方に提出いたしました。そのほんの骨子を 4 - 7 で取り上げさせて頂きました。ところが、もう少し具体的なことが入ってよいのではというので、4 - 8 で河川管理者が行うべき云々というのをつけ加えさせて頂き、残りの部分を再び小冊子、別冊にして 3 月末を目標に提出することになっております。

具体的に申しますと、河川管理者がどのように住民からご意見を頂いて、河川管理に生かしていくべきかという具体的な方法がありませんので、それを提言していきたいということです。私どももそれに対してよい意見を持っているわけではありません。従って、その小冊子をよりよいものにするために、この前の委員会でも、各部会が積極的に住民意見をどのように汲み取っていけばよいかという総括をして頂きたいということを口頭で申し入れました。できましたら、琵琶湖部会でもここ数カ月以内の間に何回か、或いはできる限りと言った方がよろしいかもしれませんが、幾つかの目的、或いは幾つかの対象を分ける、方法を変えるなど、分けて試行して頂ければありがたいと思います。

話は戻りますが、先ほど試行の会を 2 回行いましたが、いろいろと反省点があるかと思えます。目的がそれほどはっきりしていなかったということもありますが、資料 1 - 1 の 17 頁くらいから記録がありますので、それをご参考にして頂き、しばらくの間ご意見が出るかと思えますが、聞かせて頂ければ私もありがたいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

今の件につきまして、ご意見を承りたいと思います。私の意見資料 2 - 2 で書いていますが、今、三田村委員からもお話がありましたように、本当に住民意見を聴取するためにはどういうことをやっていったらよいかというのには、幾らかの試行も必要ではと思っておりぜひ並行して三田村委員を中心に実行して頂ければと思っているところです。

全体のワーキンググループに関するものは、今委員会に行っているだけで、ここへはまだ

配られてない分です。出てまいりました段階で是非いろいろとご議論を頂きたいと思います。この一般意見聴取の試行に関して、ご意見はいかがでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

川端委員も言って下さっておりますように、子供・青少年の意見を聴けることが大変大事だろうと思います。特に 30 年後の整備ですから、その時の当事者が言うまでもなく今の子供たちです。ところが、子供たちの意見を聴くのは、大変難しいです。そもそも子供は会議になじみません。或いは会議に出てくる子供は、大人の言うことを右から左にどうしてもなぞってしまうという優等生が多く、私どもも今かなり苦労しております。

来年の 3 月の世界水フォーラムで、世界子供水フォーラムというのを計画しております。25 カ国から 50 名ほどの子供、日本国内から 50~60 名を今選抜しているところです。その中で、1 月 18、19 日に全国の子供たちを対象に、川と水との関わりについての交流会を実施します。2 月 23 日、24 日にこれも全国から集まって頂いて京都でのプレ会議を開きます。議論がどうしたら高まるかという内実的なものです。本番が 3 月 16~22 日なのですが、流域委員会とも連携ができるとういのはと思っています。以上、情報交換とお願いです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございます。嘉田委員はワーキンググループのメンバーでもありますから、是非いろいろなことをやって下さい。いろいろな方法でやってみるのは必要なことなので、子どもだけに限らず是非いろいろなことをお考え頂きたいと思います。もっとこんなことをやってみたらどうだというご意見はありませんか。

以前、淀川部会の寺田部会長がおっしゃっていましたが、聴取するだけであれば、いろいろな聴取の仕方があるわけですが、反映するとなると、何が反映なのか、どういうことを聴くということに意味があるのか、或いは聴くというのではなく、こちらが思っていないようなことも言ってもらう、そういうものをどうやって受け入れるかというのは、難しい問題には違いないのです。住民意見の聴取と反映について、法律で言ってしまったので、どうするのかということをおっしゃっていました。

しかし、いろいろなことを考えないといけないことは事実なので、是非ご意見を承りたいと思います。ご意見を待っていてもしょうがないので、三田村委員へいろいろ言うて頂くことにしましょうか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私もアイデアを持っているわけではありません。意見を反映させることに関しては、その能力を持ち合わせるわけではないのですが、意見を聴くことは幾つかのことができるだろうと思います。聴くことで一番気になるのは、言わない人から聴くためにどうすればよいのかです。アイデアがあれば教えて頂きたいと思います。

先ほど子どものおっしゃいましたが、それも非常に難しいです。子どもに対して啓発するというのは比較的やりやすいですし、方法もあるのでありますが、子どもの意見が本

物かどうかを見抜く力を私たちは持っていません。そういうことに関して私どもが今まで勉強した結果で適用できるもの、できないものを整理し、本当の声を聴き取るという操作をしなければならぬのではと思います。よいアイデアがあれば教えて頂ければと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

三田村委員ご自身は自然科学者ですから、何か本当のものがあって、うそのものがあるという感覚を持っていらっしゃると思いますが、実は人間の心や意識は、正しいこと、正しくないことが白黒、相反しているものではなく、もう少し対話的に成長発展し、或いはその場で生まれてくるものだと思います。私もわかったようなことを言っていますが、どうやって、内在的に価値のある意見なり情報を頂くかということに 30 年苦勞しています。大変難しいことですが、悩むしかない、試行してみるしかないと思います。

今、三田村委員がおっしゃったように、物を言わない人にどうやって言ってもらおうかということは、幾つか工夫、手法はあります。随分今まで苦勞もしていますので、もしそういうことを提案してよいのなら、写真を使う、地図を使う、或いは現場に行くなど、幾つかの手法があります。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

是非ご提案をお願いします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

前回の琵琶湖部会が何かで、いわゆる「住民」という言葉の範囲の話が出ました。たしか近畿地方整備局から出された『改正河川法の解釈』（建設省河川法研究会編著 ぎょうせい）によると、「関係住民」の解釈が流域住民、或いは地域住民ということでした。ですから、どの住民から話を聴くのか、その範囲を庶務で調整してもらおうことになっていたように思いますが、どうでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

庶務で調整するという認識ではなかったもので、そこは皆さまで議論して頂くしかないというのが我々の考えです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

その調整は非常に難しいと思います。広く言えば日本の住民全てとも言えるわけですから、どのような絞り込みや使い分けをするかについて、整理しておかなければいけないのではいでしょうか。住民の意見を聞きましょうということになった時に、我々の意見は聴いていないではないかといったことや、この区域の住民の意見を聴けばそれでよいといった問題が生じる可能性もあることを考える必要があると思います。皆さまのご意見等があれば、お聞きしたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

三田村委員は本当に大変ですが、少し考えて頂かないといけないのかもしれませんが。庶務に全てを任せてしまうわけにはいかない話だと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

川那部部会長がやろうとおっしゃったら、いろいろな人からどういう方法で、どういう目的でといった提案や意見が頂戴できるのではと思います。その中から試行の会をやって頂いて、それを材料にして、もう一度反省をして、次に進むということを数回やった方がよいのではと思います。

先ほど寺川委員が住民の範囲はどこまでかとおっしゃいましたが、私は、「意見が聞こえない人」が一番大きいのだらうと思います。この会場に来られている方は、非常に積極的にご発言されますので、個人的には「意見が聞こえない人」ではないと思っています。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は漁業者の多くの方たちを代表するように努力していますし、随分多くの漁業者の方達と兄弟、家族のように付き合っています。皆さまの意見を聴いています。他にも重要な方がいらっしゃるわけで、ここにいる人間は地域住民を全く代表していないという意見は多少問題があると思います。

確かに自然科学の特定の分野をご専門になっていた場合には、生活という形での関わりは薄いかもかもしれません。しかし、私の場合は、社会、経済的な問題というのが中心で、なおかつ水産の技術についても習得してきているつもりです。ですから、地域住民と関わりないと切り切られると甚だしく不満があります。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

三田村委員の発言の意味はそうではなく、ここへ一般住民として来ていらっしゃる方は、もちろん一般住民には違いないのですが、全体の代表というよりは、積極的なものというところへ偏っているのではないかという意味ですね。それほど積極的ではないが、実は意見を持っていらっしゃるという方々からどう意見を聴くかという議論になっているということですね。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

倉田委員は漁業関連の代表とおっしゃいました。私はそれは本当の意見ではないだらうと思っています。議会制民主主義の結果として出てきた意見というのは、時として本物ではない場合があります。もちろん本物の場合もあります。本当の意見を知るためには、ただ投票するだけの人の意見を聴くべきだらうと思います。

それから、お断りしておきますが、私は自然科学を研究している者ではなくて、環境教育としての立場から発言をしております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私にもどうすればよいか、本当にわからないのですが、いろいろなことをやってみる以外にないと思います。極論すれば、委員の皆さまが滅茶苦茶な方法でよいですから、こんなことをやろうと1つずつ出してくださらないかと思います。どんなに滅茶苦茶であろうがやってみるというのはいかがでしょうか。普通ではなくても、とりあえずやってみるのもよいのではとすら思っています。

全員というのはもちろん無理ですから、できるだけたくさんの委員が参加して頂くということで結構です。定足数なんてことはもちろん言わないでよいと思います。一般意見聴取としては、これでは駄目だということでも構わないと思います。一遍こんなものやってみたらどうかというようなことを、1人1つずつくらい是非出して頂き、例えば三田村委員が集約して、順番にやってみるというようなことをやってみる必要があるのではないかと考えています。

もしもご賛成頂ければ、強制はいたしません、各委員1つくらいのご提案を三田村委員へ出して頂けませんでしょうか。これを委員会の公式のものにすると、いろいろと問題はあってもわかりませんから、部会でそういうものがあるのはよろしいということで、あとは各委員がある程度の自由にやって頂くしかないのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございます。全く私的にはやれないと思いますから、部会のお墨つきを頂いているが定足数を持たない試行の会として頂くと、継続するのではないのでしょうか。今おっしゃいましたように、できるだけいろいろなご意見を頂き、それを集約して、早めに試行の会をやってみるのがよいと思います。

川那部部会長が書いて下さっているような、村に入っていくという方法、お酒を持っていく、或いは生活の場に入っていくという方法もあるでしょう。それから先ほどおっしゃったように各組織の代表者と会って、それが本当に矛盾がなく意見として出ているのかと検証する方法もあると思います。例えば、漁業者と組合長の意見が本当に整合性があるのかどうかとかといった検証の仕方もあると思います。幾つかの意見をちょうだいできればありがたいと思います。是非お願いいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

部会としてきちんとサポートしますが、委員も住民意見聴取については多数決でこういうふうなのはよろしいということとは言わないで、各々意見を出して頂くという方法で、是非ご提案下さい。

本日この会にいらっしゃる方は積極的過ぎる方ばかりだというご意見もあるかもしれませんが、本日来て頂いている一般の方も委員全体の数よりはるかに多いので、違う意見を出して頂くことは可能だと思うので、是非ご意見を出して頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

私のところというより、庶務に一般意見という形でも出して頂くとよいと思います。できましたら、委員の方だけではなく、ここにご参加下さっている方にも出して頂ければと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それでは、資料 4 は今後の日程についてです。先に庶務から説明して下さい。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

[省略：資料 4 を説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

以上のような内容で、これから進めていくということになると思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

提言案につきましては、本日話がありましたように、12月25日までにこれだけはどうしてもという反対意見を出して頂き、それらをきちんと扱った上で、1月17日の委員会で最終的に現段階における提言として出し、翌日、提言発表会が開かれる流れとなっています。

琵琶湖部会としては「提言(案)」と「河川整備計画関連」の真ん中辺りに、先ほどの「意見聴取の試行(案)」というようなものを、本日大体提案して頂く形になりましたので、それを受けて今後どのようにやっていくかが、そこにずらっと並んでくるような形に書いて、次の時に、庶務としては出して欲しいということです。

河川整備計画の関連につきましては、1月24日に、今説明がありましたように3部会合同及び全体の委員会という案で説明を、いわゆる河川管理者からしてもらうという予定で、そこから河川整備計画に関する議論が始まるわけです。

最初の予定では3月末までにとっておりましたが、提言が遅れたということも含めて、原案も遅れてきています。3月末までということは到底無理でしょうから、少し時間的に遅れていくことになると思います。

この月の終わりくらいまでに日程調整が行われることになっておりますが、ご覧頂いたらすぐにおわかりになるように、委員会の方も当然に1月24日以後、かなりの回数をやらなければいけないと思います。これについては全体の問題もありますが、個々の部分の問題もあるわけでしょうから、琵琶湖部会は一切知らない等ということには到底なりません。従って、琵琶湖部会もその委員会の間をぬって何回が開かなければいけないのではないかと考えています。逆に申せば、後ろには2月20日頃にはやると書いていますが、到底これだけでは駄目で、何回が開かなければならないのではと予測しています。

例えば、1月24日の拡大委員会以前に部会が開かれることはあり得ないので、一番早い場合には2月のごく初め辺りに部会を開かなければならないはめに陥るのではと思います。或いは2月20日というのは、私自身会議が入ってしまいますから、その日は駄目なのですが、2月の終わりから3月の初め辺りに部会を開かなければならないのではないかというよ

うな感じを持っております。本日決めるわけにはいかないのですが、そういう可能性がかなり高いということをご理解頂きたいと思います。それから、委員会は3月6日というのは一応予定されておりますが、ひょっとしたらそれまでにもやらないといけないかもしれませぬし、4月以降もあると思いますので、その点あらかじめお願いをいたしておきたいと思っております。

それで、たしか何曜日がよいかという議論もあったと思いますが、一般の方に参加して頂くことを考えますと、土曜、日曜の方がよろしいというようなご意見もあり、その辺の調整は大変ですが、私の感じでは1月の終わりか2月の初めに1つくらいはやらないといけないのではないかと考えています。それから、2月の終わりから、3月の初めくらいのところに琵琶湖部会としてもやらなければいけないのではないかと考えていますので、是非よろしく願いいたします。

河川整備計画が出てきて部会は何もしないということはありません。琵琶湖に主に関係するような分が当然出てくると推察しますから、やはり琵琶湖部会としていろいろ委員会に出すためにも議論はしないといけないと思います。どうぞよろしく願いいたします。

この辺りについて何かご意見はありますでしょうか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

1月18日に提言発表会というのがありますが、どういった内容が予定されているのですか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

1月17日に提言案がまとまるという前提のもとですが、その内容を発表する場を設けるために会が開かれます。今まで意見を寄せられた方々への返答の1つの手法として、さらには提言案の内容を広く一般の方々に訴えかけていく場として、委員会からじかの声で語りかけていく場として開く予定です。

具体的には、シンポジウムのような大規模なものではなく、200~300人くらいが入る会場で、委員との対話を中心に進める予定です。会場は京都もしくは大阪で、今場所を探しています。内容は運営会議のメンバーの方々にお諮りをしているところです。以上です。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

運営会議で出ていた意見の中には、むしろマスコミの人にきちんとご理解頂いて、書いてもらうための資料を出すのもよいのではないかという意見が出ておりました。その辺りについては庶務に考えてもらっている段階です。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

大切な発表会だと思いますので、できるだけ事前に、こういう発表会を持ちたいという資料を出して頂き、委員からもそれに対して意見が出せるようお願いしたいと思っております。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

資料 5 として、河川管理者からの提供資料というものが出ております。「淀川河川整備計画策定にむけての説明資料 (第 1 稿)」という内容のものです。当然ながら、河川整備計画の原案は、1 月 17 日に提言を出した後に、提言を受けてつくって頂くものです。しかし、どのような提言をするかについては、公開の場で議論をしている内容ですから、いわゆる「河川管理者」の方も知っています。時間の節約というような意味もあり、年末年始というのは忙しいと言いつつもある意味で暇なのかもしれませんので、読もうと思われる方のためにもという位置付けで、河川整備計画の説明資料というものを先に出して頂いたのではないかと思います。その点では感謝しているところです。

この資料についてざっと説明をして頂いておく方が委員にとって便利だと思います。短い時間で結構ですから、現段階での説明をお願いいたします。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

委員の皆さま方のお手元に、資料 5 ということで A3 と A4 を合わせた資料を置かせていただいております。川那部部会長からご説明があったのですが、この資料の位置付けが 1 枚目を含めて書いております。

改めてご説明させていただきますと、私どもも流域委員会の議論と並行して、河川整備計画策定に向けての検討をしまいいりまして、河川整備計画の内容を説明するにあたっての資料ということで、現時点でとりまとめた資料を配らせて頂きました。水曜日に全委員の皆さまに配らせて頂き、木曜日の猪名川部会から机の上に置かせて頂いております。来年以降、河川整備計画の議論が円滑に行われるようにということで事前にお送りしたというものです。これは 12 月 5 日の委員会で、私の方から資料の提出について発言させて頂き、その後、運営会議で確認して頂き配布させて頂きました。資料の内容等については現在検討中で、今後随時変更していくものといった位置付けとなっております。

中身について、見方も含めて簡単に説明させていただきます。目次で「はじめに」「河川整備の基本的な考え方」「計画策定」「河川環境」「治水・防災」「利用」「ダム」という順番で説明資料の構成になっております。「はじめに」と「河川整備の基本的な考え方」と、それ以降で同じ様式で書かれているのですが、少し意味合いが違います。まず 1 頁を見て頂きますと、一番左側の欄に「はじめに」と書いてあります。「はじめに」が一番左側の欄に書いてあることには意味はありません。「はじめに」では、河川整備計画そのものの位置付け、河川整備計画の内容を説明する前段といたしまして、河川整備計画そのものの位置付けを書かせて頂いております。

河川整備計画は近畿地方整備局が今後 20 年から 30 年に実施、或いは検討する具体的施策をとりまとめるものということで、2 段落目で「具体的施策で『実施』と記述する施策は今後速やかに実施していく」と書いています。「検討」「見直し」と記述した施策は、今後検討・見直しを行って、具体的な方法等が固まって、実施段階となった時点で、また委員会、或いは関係自治体等の意見を伺って、その実施について決定していく施策だということです。なおかつ河川整備計画にとりまとめる施策そのものは今後の社会状況の変化に伴って、現状認

識、基本的な考え方、方針等も含めて変わっていくものと思います。その場合においては所定の手続きを経て随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものだということです。これが河川整備計画そのものの位置付けだということで初めに書いています。

その右側の欄に基本的な考え方と書いてありますが、基本的な考え方で真ん中にあるという工夫があり、淀川下流は京阪神地域を擁していること、或いは上流に狭窄部があり、その上流にはまた盆地等で多くの人々が生活しているということが書いてあります。さらには琵琶湖があるといった背景の中で、1)から考え方を示しており、1)では下流低平地で堤防の構築等によって洪水氾濫の頻度が確実に減少したが、一たび破堤が生じると、人命被害、家屋の損壊、ライフライン途絶といった被害を受けるおそれがある、そして、その被害ポテンシャルは増加していること、また、狭窄部の上流部というのは、洪水の浸水常襲地帯となっていて、ここをどうするかというのが1つの大きな問題と挙げています。上下流の治水安全度をどうやって向上していくかというのが、4つの河川、つまり3川合流する前の3川と猪名川を指しますが、この全部の川において共通する課題だということです。

2)といたしましては、琵琶湖の生い立ち、豊かな生態系を形成しているということ。一方、琵琶湖自体が下流の京阪神の水道用水、工業用水に利用されて、流域の人々の生活や経済発展を支えていること。環境変化の1つの要因にもなっているということで、今後琵琶湖の水位を水利用との調和を図りつつ、できるだけ保持することが求められているというようなことを書いています。

3)では、ダムや堰等による水資源開発施設の建設や、その他の河川整備が流域の開発と相まっている影響を与えてきたというようなことを書いています。

4)では、流域全体でいろいろな活動が水循環に影響を与えることで、流出形態までも変えているというような人間活動が全体に影響を与えていることを書いています。

5)では、利用についてのことを書いています。

さらに、これらをまとめて、6)では、河川管理者のみによる河川内での対応には限界があって、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力してやっていかなければならないことというようなことを、整備の基本的な考え方ということで書いています。

ここから前とここから後ろで少し資料の見方を変えて頂いた方がよいと思いますが、3頁以降4頁から河川の環境について書いていますが、5頁を見て頂きますと、一番左に現状の課題が書いています。それで、河川環境の中の河川の形状という意味では、現状の課題として、例えばですが、河川整備より構築された堤防や高水敷等によって、横断方向に連続性が分断されているとあります。或いは、横断工作物によって縦断方向にも不連続になっていると。こういった現状の課題があって、それを踏まえた形で真ん中、中段に整備の方針ということで「多様な形状を持つ河道の復元を図る。そのため、瀬と淵、砂州等の河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ人為的な手を加えず保全する」。それで、横断方向においては、高水敷の切り下げ等水際の改善を図ると。縦断方向については、河川横断工作物の改築等を検討する。それで、堤内地の樹林帯についての整備もしていくというような方針で、一番右に具体的に何をやるかというのを書かせて頂いております。

ここで、先ほど「はじめに」で申し上げました実施検討の辺りの話の具体的な説明になる

かと思いますが、(1)で「モニタリングの実施及び生態系の評価」と書いてありますが、その下の(2)で「横断方向の河川形状の修復」と書いています。それで、「原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川形状の修復を実施」と書いてあります。語尾が「実施」であるものは、今すぐにでも実施していきたいと考えているものです。「淀川の庭窪地区の継続実施」は、すぐにこれを実施していきたいということです。その後「以下の箇所において、堤防強化に先行して修復を実施、または検討」と書いてありまして、「1)横断方向の河川形状の修復の実施」ということで、下に書いてあるようなところで実施していきたいということです。

10行くらい下がって頂きますと、「2)横断方向の河川形状の修復の検討」と書いています。「検討」という形で終わっているものについては、これは速やかに検討して実施の段階に移る場合において、ご意見を伺って、実施の段階に移していくということです。現在、速やかに検討していくという、検討項目としてこれだけのものがあるという、検討項目と言いますか、検討する対象としてこれだけのものがあるということで書いています。

この頁の右の欄の下から7行目くらいに「(3)横断方向の河川形状の修復」とありますが、ここも同じように1)では「修復の実施」と書いています。2)では「横断方向の河川形状の修復の検討」という形で、実施と検討に分けて書いています。これがずっとこのスタイルで以下の資料は続いています。

例えば6頁の一番右の上の方ののところでは「既設ダムにおける魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の検討」と書いてあり、ダムをずらっと書いてありますが、こういったものを対象として検討するというので、検討から実施になる段階のレベルにおいては、すぐ検討が比較的簡単なものから、物すごく検討しなければならないものまで、いろいろなものがありますが、全部含めて検討という形としています。実施と検討に分けて一番右の欄に書いてあります。

11頁以降が「治水・防災」について、22頁で「利水」、23頁で「利用」、26頁で「ダム」について書いていますが、新聞報道もされているところも含めて、少し利水のところとダムについてのところをコメントさせていただきます。22頁に「利水」が書いていますが、利水については、左の「現状の課題」というところで、淀川の水が滋賀県、京阪神の暮らしと経済を支えているというようなことで、琵琶湖総合開発事業を初めとする水資源開発を実施してきたこと。しかし、工業用水の状況、或いは農業用水についても、水需要の実態が変化していること。それと、一方で頻発な渇水調整を実施しているところもあるというようなことと、少雨化傾向によりということです。

こういった現状の中、整備の方針として、まず水需要の確認というのがあります。「今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する」というようなこと。それと、それを受けてという形になるかもしれませんが、「水利権の見直しと用途間転用」を行うということです。さらに3番目としましては、水利権の見直しと淀川の提言をこのまま受けてということになるかと思いますが、「既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」と書いています。既存の水資源開発施設をいかに有効利用していくかということが1つの大きな大事な視点だと思っております。そういうことが書いてあります。(4)は「水需要の抑制」で、利用者、地

方自治体等関係機関、住民と連携して水需要を抑制することを書いています。(5)では「渇水への対応」として渇水調整の円滑化というような方針を書いています。右の具体的な欄では、まずは「利水者の水需要の精査確認」というのがありまして、次には、利水者間の用途間転用についての連絡調整とあります。さらには、農業用水についての水利権の実態把握、法定化と。或いは、ダム of 効率的な運用というようなことを書いているところです。

これと関連して26頁のダムの記述になるわけですが、真ん中の整備の方針のところでは「治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である」ということを書いています。それで、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策を含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上、妥当と判断される場合に実施する」ということです。それで、淀川水系においては、「特に以下の事項について」ということで、4項目の留意点を挙げさせて頂いております。

こういった方針のもとで、27頁に「各ダムの整備の方針」と書いていますが、それぞれのダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム、川上ダム、丹生ダム、余野川ダムについて以上の方針に基づいて、それぞれのダムごとに計画の内容を見直すということで、右側のところには「(なお、上記ダムの計画内容の見直しについてはできるだけ早期に完了し、河川整備計画原案に反映させる予定である)」というのを括弧書きで書いていますが、こういったダムの計画の内容を見直すということを書かせて頂いております。結局水曜日にこの資料を委員方にお送りいたしまして、木曜日に猪名川部会でこれが配られて、それを受けて金曜日の新聞等にダム見直しとかという形の見出しで出ているというのが、ダムに関する補足的な説明です。

以上です。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。本日は、この資料の内容についての議論は全くするつもりはありません。資料の見方について質問があれば、是非お願いします。

藤井委員(琵琶湖部会)

整備内容のところでは、実施、検討、施行と書いてあるのは、非常にわかりやすいと思います。しかし、それにしてもあまりにも検討が多いです。官僚の「検討」は大体実施しない検討が多く、つい最近、バイオマス・ニッポンという農林水産省の提言書のたたき台の殆どをつくったのですが、いかに「検討」を外せるかという議論に大分時間をとりました。

今回も「検討」が「実施」となるのかどうかという等を含めて、「検討」しか言葉がないのではないかと思いつつも、あえて申し上げます。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。その辺は近畿地方整備局にお答え頂くことはないかもしれませんが、最初言われたように、基本的な考え方の説明資料ですので、河川整備計画の原案が出てくる時には、その辺についてよくわかる言葉を使って欲しいというくらいのことにしてお

きましょう。

特にご質問がなければ終わらせて頂いてよろしいでしょうか。河川整備計画に関する説明資料を早く出して頂いたのは、いろいろなことを考えるのに委員としても大変便利で結構なことだと思いますので、是非ゆっくりとご覧頂き、1月24日に出される提言をよくよく理解しながら期待して頂きたいと思います。

他にありませんでしょうか。時間が少し遅れてまいりましたが、一般の方で、ご意見をある方はいらっしゃいますか。但し、今の最後の資料5についてのご意見は現段階では承らないことにいたしますが、よろしいですか。

それでは、本日の琵琶湖部会を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

これもちまして第20回琵琶湖部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。